

# 介護保険負担限度額認定申請について

介護保険施設サービスを利用した場合、サービス費の自己負担分に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。ただし、収入が低い方のサービス利用が困難にならないよう、住民税が非課税世帯でかつ預貯金等が限度額以下の方は、申請により食費・居住費について、所得に応じた自己負担の限度額が設定されます。

## 【適用要件の確認】

### 所得要件

- 本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること
- 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること

### 資産要件

- 預貯金額等が下記の限度額に該当すること。

		单身	夫婦で
・ 老齢福祉年金受給者	→	1,000万円以下	2,000万円以下
・ 合計所得金額と課税年金収入額と、非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	→	650万円以下	1,650万円以下
・ 合計所得金額と課税年金収入額と、非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の人	→	550万円以下	1,550万円以下
・ 合計所得金額と課税年金収入額と、非課税年金収入額の合計が年間120万円超の人	→	500万円以下	1500万円以下

※非課税年金とは、遺族年金や障害年金のほか、寡婦・かん夫・母子・遺児年金を含みます。

### 申請に必要なもの

- 介護保険負担限度額認定申請書
- 預貯金（普通・定期）の通帳の写し  
（金融機関名・支店名・名義、最終残高含む2ヶ月前までの履歴のわかる部分）
- 有価証券等の資産を証明する書類の写し

※通帳は必ず記帳してください。受付できない場合があります。

※通帳や資産等の書類は世帯全員のすべてのものがが必要です。

※負債については借用証書、ローン残高証明書の記載箇所の写しが必要です。

【お問い合わせ先】  
伊仙町役場  
地域福祉課介護保険係  
Tel : 0997-86-3111  
〒891-8293

※裏面に各段階の限度額一覧を記載しております。

※負担限度額(一日あたり)

利用者負担段階			多床室 (特養等)	多床室 (老健・療養型等)	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	ユニット型 個室的多床室	ユニット型個室	食費	
									施設入所者	ショートステイ 利用者
第1段階	※世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金の受給者	0円	0円	320円	490円	490円	820円	300円	300円
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額と、 <b>非課税年金収入額</b> の合計が年間 <u>80万円以下</u> の人	370円	370円	420円	490円	490円	820円	390円	600円
第3段階①		合計所得金額と課税年金収入額と、 <b>非課税年金収入額</b> の合計が年間 <u>80万円超120万円以下</u> の人	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
第3段階②		合計所得金額と課税年金収入額と、 <b>非課税年金収入額</b> の合計が年間 <u>120万円超</u> の人	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円